

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第85号

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則

第1条第1項中「京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例」を「京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例」に改める。

第2条の見出しを「(京都市身体障害者福祉センター利用証)」に改め、同条第1項本文中「第2条第1項第2号」の右に「及び第3項第1号」を加え、「京都市みぶ身体障害者福祉会館、」を削り、「及び京都市洛南身体障害者福祉会館」を「、京都市洛南身体障害者福祉会館及び身体障害者福祉センター(条例第1条第4項に規定する身体障害者福祉センターをいう。)」に改める。

第5条第1項中「第7条第2項第2号」を「第8条第2項第2号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第7条第2項第3号」を「第8条第2項第3号」に改める。

別表第1京都市みぶ身体障害者福祉会館の項、京都市みぶ学園の項及び京都市みぶ障害者授産所の項を削る。

別表第3京都市みぶ身体障害者福祉会館の項、京都市みぶ学園の項及び京都市みぶ障害者授産所の項を削り、同表京都市桂授産園の項中「及び1月1日」を「、土曜日並びに1月1日、年始及び年末」に改める。

第1号様式注以外の部分及び第2号様式注以外の部分中「京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則」を「京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)